

理学療法士及び作業療法士修学資金貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3 月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第32号

理学療法士及び作業療法士修学資金貸付条例の一部を改正する条例

理学療法士及び作業療法士修学資金貸付条例（昭和55年岩手県条例第22号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 理学療法士養成施設 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号。以下「法」という。）第11条第1号に規定する文部科学大臣が指定した学校又は<u>厚生労働大臣</u>が指定した理学療法士養成施設をいう。</p> <p>(2) 作業療法士養成施設 法第12条第1号に規定する文部科学大臣が指定した学校又は<u>厚生労働大臣</u>が指定した作業療法士養成施設をいう。</p> <p>(3) 病院等 次に掲げる施設等をいう。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に規定する介護老人保健施設又は同法第41条第1項の指定居宅サービスに該当する同法第8条第4項の訪問看護の事業若しくは同法第53条第1項の介護予防サービスに該当する同法第8条の2第4項の介護予防訪問看護の事業を行う者が当該事業を行う事業所（病院又は診療所を除く。）</p> <p>ウ [略]</p> <p>(4) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 理学療法士養成施設 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号。以下「法」という。）第11条第1号に規定する文部科学大臣が指定した学校又は<u>都道府県知事</u>が指定した理学療法士養成施設をいう。</p> <p>(2) 作業療法士養成施設 法第12条第1号に規定する文部科学大臣が指定した学校又は<u>都道府県知事</u>が指定した作業療法士養成施設をいう。</p> <p>(3) 病院等 次に掲げる施設等をいう。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に規定する介護老人保健施設又は同法第41条第1項の指定居宅サービスに該当する同法第8条第4項の訪問看護の事業若しくは同法第53条第1項の介護予防サービスに該当する同法第8条の2第3項の介護予防訪問看護の事業を行う者が当該事業を行う事業所（病院又は診療所を除く。）</p> <p>ウ [略]</p> <p>(4) [略]</p>

2	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 病院等 次に掲げる施設等をいう。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 介護保険法（平成9年法律第123号）<u>第8条第27項</u>に規定する介護老人保健施設又は同法第41条第1項の指定居宅サービスに該当する同法第8条第4項の訪問看護の事業若しくは同法第53条第1項の介護予防サービスに該当する同法第8条の2第3項の介護予防訪問看護の事業を行う者が当該事業を行う事業所（病院又は診療所を除く。）</p> <p>ウ [略]</p> <p>(4) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 病院等 次に掲げる施設等をいう。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 介護保険法（平成9年法律第123号）<u>第8条第28項</u>に規定する介護老人保健施設又は同法第41条第1項の指定居宅サービスに該当する同法第8条第4項の訪問看護の事業若しくは同法第53条第1項の介護予防サービスに該当する同法第8条の2第3項の介護予防訪問看護の事業を行う者が当該事業を行う事業所（病院又は診療所を除く。）</p> <p>ウ [略]</p> <p>(4) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。		

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日から施行する。